

令和8年6月15日

東日本信用漁業協同組合連合会

「振込規定」「JF マリンネットバンク利用規定」の一部改訂について

平素より弊会をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、弊会ではお客様とのお取引にあたり各種規定等を発行しておりますが、下記のとおり「振込規定」「JF マリンネットバンク利用規定」の一部改訂を実施しますのでご案内いたします。

お客様におかれましては、本対応について何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定概要

組戻し依頼に対し、依頼通り処理ができなかった場合の手数料の取扱いを見直すもの。

2. 新旧対照表

(振込規定)

改正後	現行
11. (手数料) (2) <u>依頼内容の変更および</u> 組戻しの受付にあたっては、当連合会所定の手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。 <u>また、依頼どおりの処理ができなかったときも、訂正手数料または組戻手数料は返却しません。</u>	11. (手数料) (2) 組戻しの受付にあたっては、当連合会所定の手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。 <u>ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。</u>

(JF マリンネットバンク利用規定)

改正後	現行
第7条 振込・振替サービス 2. 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。 (6) 前号の組戻し手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。	第7条 振込・振替サービス 2. 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。 (6) 前号の組戻し手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。 <u>なお、組戻しができなかった場合には、組戻手数料は返却します。</u>

3. 改定日

令和8年7月1日(水)

以上